

松阪市都市計画法施行細則

令和元年 12 月 27 日 規則第 29 号

令和 5 年 6 月 16 日 規則第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付書類)

第 2 条 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けるため、法第 30 条第 1 項に規定する申請書を提出しようとする者は、当該申請書に同条第 2 項に定めるもののほか、次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を除く。)を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (2) 開発区域の土地の地籍図(公図)の写し
- (3) 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第 1 号)
- (4) 工事施行者の能力に関する申告書(様式第 2 号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 3 号及び第 4 号の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書
- (2) 法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (3) 事業経歴書

3 省令第 16 条第 2 項に規定する設計説明書は、設計説明書(様式第 3 号)によるものとする。

4 省令第 17 条第 1 項第 3 号に規定する書類は、同意証明書(様式第 4 号)によるものとし、同意者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

5 省令第 17 条第 1 項第 4 号に規定する書類は、設計者資格証明書(様式第 5 号)によるものとし、「学歴」欄に記載した学校の卒業証明書等を添付し

なければならない。

(既存権利届出書)

第3条 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、既存権利届出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺2,500分の1程度のもの)
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 予定建築物等の配置図
- (4) 農地法(昭和27年法律第229号)許可書の写し(農地法の許可を受け、土地の所有権移転登記がなされていない場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(開発行為協議書等)

第4条 法第34条の2第1項の規定(法第35条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)による協議を行おうとする者は、開発行為(変更)協議書(様式第7号)に、法第30条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあつては、第3号に掲げる書類を除く。)を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記事項証明書
 - (2) 開発区域の土地の地籍図(公図)の写し
 - (3) 工事施行者の能力に関する申告書(様式第2号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書
 - (2) 法人の場合にあつては登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
 - (3) 事業経歴書

(開発行為変更許可申請書)

第5条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第8号)に省令第28条の3に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する書類のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変

更されるもの

- (2) その他市長が必要と認める書類

(開発行為変更届出書)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(工事の着手)

第7条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事の着手に際し、あらかじめ工事着手届出書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 捨土又は補足土(搬入土)がある場合には、搬出又は搬入の計画書
- (3) 関係法令の許可状況を示す資料(様式第11号)
- (4) 権利関係者の同意書(添付が必要なものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置)

第8条 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事の施行期間中当該工事現場の見やすい場所に、開発行為許可標識(様式第12号)を設置しなければならない。

(工程報告等)

第9条 開発許可を受けた者は、開発区域の防災状況等を把握するために市長が必要と認める場合においては、工事施行状況報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工程表
 - (2) 防災点検結果報告書及び写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 開発許可を受けた者は、工事施行に当たり不測の事態により災害が発生したときは、速やかに開発行為に係る災害発生報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 被災写真及び応急対策写真
 - (2) 復旧計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(工事の中止と再開)

第 10 条 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事を中止したときは、遅滞なく、工事中止(再開)届出書(様式第 15 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 現況図
- (3) 中止期間中の措置が分かる防災計画図等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事中止の届出をした工事を再開しようとするときは、あらかじめ、工事中止(再開)届出書(様式第 15 号)に前項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(工事完了届出書等の添付書類)

第 11 条 法第 36 条第 1 項の規定により工事が完了した旨の届出をするため、省令第 29 条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 完成図(土地利用計画図、造成計画平面図及び排水施設計画平面図)
- (3) 公共施設等の用に供する土地の帰属(寄附申出)に関する調書(様式第 16 号)(市に帰属(寄附)する公共施設等がある場合)
- (4) 確定測量図(市に帰属(寄附)する公共施設等がある場合)
- (5) 別表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表右欄に定める事項を明らかにした写真その他の資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(建築等承認申請書)

第 12 条 法第 37 条第 1 号の規定による承認を受けようとする者は、建築等承認申請書(様式第 17 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 土地利用計画図及び造成計画平面図
- (3) 理由書及び詳細断面図
- (4) 予定建築物の平面図、立面図及び基礎伏図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類)

第 13 条 法第 38 条の規定により開発行為を廃止し、省令第 32 条に規定する届出書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類(廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画、災害防止計画、今後の用途等)
- (2) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (3) 現況図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(建築物の形態制限の特例許可申請書)

第 14 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の形態制限の特例許可申請書(様式第 18 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 土地利用計画図(敷地の面積、建築物の位置及び壁面の位置を記入したもの)
- (3) 建築物の各階平面図
- (4) 建築物の立面図(建築物の最高の高さを記入したもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(予定建築物等以外の建築等許可申請書)

第 15 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者及び同条第 2 項の規定による協議を行おうとする国の機関は、予定建築物等以外の建築等許可申請(協議)書(様式第 19 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 土地利用計画図(建築物等の位置を記入したもの)
- (3) 建築物等の各階平面図
- (4) 建築物等の立面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書の添付書類等)

第 16 条 法第 43 条第 1 項の規定により建築等の許可を受けるため、省令第

34 条第 1 項に規定する申請書を提出しようとする者は、当該申請書に同条第 2 項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該敷地の土地の登記事項証明書
- (2) 当該敷地の土地の地籍図(公図)の写し
- (3) 予定建築物等の各階平面図
- (4) 予定建築物等の立面図
- (5) 政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当することを示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 法第 43 条第 3 項の規定による協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書(様式第 20 号)に省令第 34 条第 2 項に定めるもののほか、前項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(地位承継届出書等)

第 17 条 法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を取得後、法第 36 条第 3 項の規定による公告が行われるまでに法第 44 条の規定による地位の承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく地位承継届出書(様式第 21 号)に、地位を承継したことを証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第 45 条の規定により地位の承継の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(様式第 22 号)に次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、第 2 号に掲げる書類を除く。)を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類(土地の登記事項証明書等)
- (2) 当該開発行為を行うために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (3) 土地所有者等の関係権利者の同意書及び同意者の印鑑登録証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(開発登録簿)

第 18 条 省令第 36 条第 1 項に規定する開発登録簿の調書は、開発登録簿(調書)(様式第 23 号)によるものとする。

2 省令第 38 条の規定により開発登録簿閲覧所を松阪市建設部建築開発課

に置く。

- 3 開発登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 4 開発登録簿閲覧所の休日は、松阪市の休日を定める条例(平成17年松阪市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日とする。
- 5 市長は、開発登録簿の整理その他必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、閲覧時間を短縮し、又は前項に規定する休日以外に休日を定めることができる。この場合において、その旨を開発登録簿閲覧所に掲示するものとする。
- 6 開発登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧所に備え付けの開発登録簿閲覧名簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 7 開発登録簿の閲覧を行う者は、当該登録簿を、開発登録簿閲覧所の外に持ち出してはならない。
- 8 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開発登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) 前項の規定に違反した者
 - (2) 開発登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれのある者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- 9 法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書(様式第24号)を、市長に提出しなければならない。

(都市計画施設等の区域内における建築物の建築許可申請書の添付書類等)

- 第19条** 法第53条第1項の規定による建築の許可を受けるため、省令第39条第1項に規定する申請書を提出しようとする者は、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 付近見取図(都市計画施設が記入されている縮尺2,500分の1程度のもの)
 - (2) 建築物の各階平面図
 - (3) 建築物の立面図
 - (4) 建築物求積図
 - (5) 敷地求積図
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 法第53条第2項により準用する法第52条の2第2項の規定による協議を行おうとする国の機関は、省令別記様式第10中「許可申請書」を「協議書」に、「第53条第1項の許可を受けたい」を「第53条第2項の協議を行いたい」と読み替えるものとし、その協議書に前項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書)

第 20 条 省令第 60 条の規定による書面の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書(様式第 25 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(土地の形状及び周辺の状況のわかる縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)
- (2) 土地の地籍図(公図)の写し
- (3) 配置図
- (4) 予定建築物の各階平面図
- (5) 敷地求積図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(申請書等の提出部数)

第 21 条 法、省令及びこの規則により市長に提出する申請書、届出書及びこれらに添付する書類の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。ただし、第 18 条第 8 項に規定する開発登録簿写し交付申請書にあつては 1 部、第 19 条第 1 項及び第 2 項に規定する都市計画施設等の区域内における建築物の建築許可申請書にあつては正本 1 部及び副本 2 部とする。

(身分証明書)

第 22 条 法第 27 条第 1 項及び法第 82 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 26 号)とする。

(公告の方法)

第 23 条 法第 36 条第 3 項及び法第 81 条第 2 項の規定による公告は、松阪市公告式条例(平成 17 年松阪市条例第 3 号)に準ずる。

(監督処分に係る標識)

第 24 条 法第 81 条第 3 項の規定による標識は、都市計画法による命令の公示(様式第 27 号)のとおりとする。

附 則 (令和元年 12 月 27 日規則第 29 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 16 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 11 条関係）

擁壁工事（高さが 1 メートル以下のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根切りを完了したときの状況 (2) 基礎の配筋、厚さ及び幅 (3) 基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4) 壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5) 裏込め砕石の厚さ (6) 水抜き穴及びその周辺の状況
切土工事及び盛土工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 切土における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置、土の置換えその他の措置 (2) 盛土における撒き出し及び締固めの施工状況 (3) 急傾斜面に盛土をする場合における盛土工事開始前の段切りその他の措置 (4) 地下水排除工の施工状況
排水施設工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根切りを完了したときの状況 (2) 暗渠^{きよ}排水施設を敷設したときの状況
洪水調整池工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根切りを完了したときの状況 (2) 基礎の配筋、厚さ及び幅 (3) 基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4) 壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5) 裏込め砕石の厚さ (6) 水抜き穴及びその周辺の状況 (7) オリフィスの設置状況
道路工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路を舗装する場合における路床及び路盤の施工状況 (2) 道路を舗装する場合における路盤の厚さ及び幅
給水施設工事及び貯水施設工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根切りを完了したときの状況 (2) 底版又は床版等の配筋 (3) 給水管を敷設したときの状況
市長が指定する工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長が必要と認め、指定する事項